

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和5年度の国民年金の保険料(定額)は、月額16,520円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では、個人の所得に応じて保険料の支払いを免除または猶予する制度があります。

令和5年度(令和5年7月分～令和6年6月分)の免除・納付猶予申請は7月3日(月)から受付しています。

- 申請に必要なもの
 - ・基礎年金番号の分かるもの
 - ・ご来庁いただく方の本人確認書類(マイナンバーカード等)

《退職(失業)による特例(退職した人本人のみの所得をゼロと見なす特例)》

退職日の翌日(喪失日)が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

- 失業特例の申請に必要な添付書類：雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等

【マイナンバーカードをお持ちの方へ】

マイナポータルから保険料免除申請等、国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。詳しい内容は日本年金機構ホームページよりご確認ください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

後期高齢者医療被保険者証の更新について

令和5年8月1日から被保険者証(保険証)が変わります。**新しい保険証は、7月末までに簡易書留で郵送します。**

有効期限の切れた保険証は、ハサミで切り込みをいれるなど、個人情報に注意して処分するか、保険課窓口(1階5番窓口)へご返却ください。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付について

令和4年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、同一世帯の全員が令和5年度住民税非課税の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証に同封します。

また、「限度額適用認定証」についても、令和4年度までに交付を受けたことがあり、令和5年度も交付該当であれば、保険証に同封します。

令和5年度に交付該当になっており、令和4年度までに交付を受けたことがない場合は、申請書を同封しますので、申請をお願いします。1か月の医療費が高額になったときに、自己負担限度額までの支払いで済みます。

○後期高齢者医療保険料について

令和5年度の「後期高齢者医療 保険料額決定通知書」につきましては、普通徴収(納付書または口座振替での納付)の場合は7月中旬、特別徴収(年金から天引き)の場合は7月下旬に発送します。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

(見本) 紺色



小児・児童を対象とした医療福祉費支給制度(マル福)制度改正のお知らせ

○所得制限を撤廃します

現在、0歳から18歳(高校3年生)までの小児・児童の区分では、父母、その他の同世帯の方の所得を判定し、所得制限額以内(下表「所得制限額の目安」参照)の方を対象としています。令和5年10月1日から所得制限を撤廃し、対象年齢のすべての小児・児童がマル福を受給できるように拡充します。

対象者には、「医療福祉費受給者証交付申請書」を7月下旬に送付しますので、8月末日までに申請書を提出してください(郵送による申請も可能です)。

なお、所得がわからない方やその他確認事項がある方は、手続きが必要となります。該当の方には7月中に通知しますので、期限内に手続きされますようお願いいたします。

●所得制限額の目安(令和5年9月30日まで)

| 合計扶養親族数 | うち、老人扶養親族数 | |
|---------|------------|-------|
| | 1人 | 2人 |
| 0人 | 622万円 | |
| 1人 | 660万円 | 666万円 |
| 2人 | 698万円 | 704万円 |
| 3人 | 736万円 | 742万円 |

- ※ 扶養親族1人につき38万円を加算。さらに、老人扶養親族等については、1人につき6万円を加算
- ※ 所得から定額控除8万円を差し引いて判定
- ※ 同一世帯の父母を除く世帯員の所得制限は扶養人数に関わらず1,000万円

○未就学児の医療機関での自己負担金を無償化します

現在、0歳から3歳未満までのお子様を対象に外来での医療費を実質無料としています。令和5年10月1日受診分より対象年齢を拡大し、0歳から6歳未満までに引き上げます。

併せて、入院自己負担金についても0歳から6歳未満まで実質無料とし、未就学児の医療費を外来、入院ともに全額無料とします。

対象者には「医療福祉費自己負担金支給申請書 兼 口座振替依頼書」を7月下旬に送付しますので、8月末日までに申請書を提出してください(郵送による申請も可能です)。

※外来・入院自己負担金は医療機関受診時に一旦お支払いいただきますが、後日指定口座に振り込みます。

※保険適用外(入院時の食事代や差額ベッド代等)は対象外です。



【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

